

改定後	改定前
<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様及びデザインは、VISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。</p>	<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様及びデザインは、VISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。</p> <p><u>6. カードの発行及びその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社及び国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。会員は、カードの発行権及び所有権が当社にあることを認めるものとします。</u></p>
<p>第9条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を支払期日が10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、<u>当社の定める方法により、会員へご利用代金明細書若しくは請求明細書にかかる情報を連携し、</u>通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書若しくは請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>第9条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を支払期日が10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に<u>会員の届出の住所へ</u>ご利用代金明細書若しくは請求明細書を<u>送付し、</u>通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書若しくは請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>